

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 28 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380091

研究課題名(和文) 少年矯正法における「最善の利益」原則の研究 国際的動向を踏まえて

研究課題名(英文) Study of "best interest" principle in juvenile correction laws: Based on international trends

研究代表者

武内 謙治 (Takeuchi, Kenji)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：10325540

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、第一に、研究者へのインタビュー調査により、少年矯正に関する欧州レベルの国際人権法の規範構造と「最善の利益」原則の基本的な意義を確認することができた。第二に、資料分析と、研究者及び実務家へのインタビュー調査により、州法として制定されているドイツの少年行刑法の基本構造と現在の実務上の課題を把握できた。そして第三に、文献調査とインタビュー調査により日本における少年矯正法(少年院法・少年鑑別所法)の歴史的意義の解明と現在の運用上の課題を明確化できた。
その成果は、「少年矯正法の系譜と新法の課題」、「ドイツ少年司法の展開と課題」などの論文や、「再び少年法を考える」などの学会報告で公表した。

研究成果の概要(英文)：In this research, firstly, through interviews with researchers, I was able to ascertain the basic significance of the normative structure of international human rights law at the European level on juvenile correction and the meaning of the "best interest" principle. Secondly, through the data analysis and interviews with researchers and practitioners, I was able to grasp the basic structure and the current practical problems of the German juvenile correction codes as the state laws. Thirdly, it was possible to clarify the historical significance of the juvenile correction law (juvenile training school law and juvenile classification center law) and the current operational issues in Japan through literature research and interview survey. The results were published in papers and academic reports such as "Genealogy of the Juvenile Correction Law and Issues of the New Law", "Development and Issues of the German Juvenile Judiciary" and "An Analysis of the Juvenile Law".

研究分野：刑事政策学

キーワード：少年矯正 少年行刑 少年院 少年鑑別所 少年刑務所 ドイツ 国際人権法

1. 研究開始当初の背景

(1) 少年院法・少年鑑別所の制定

少年院法案と少年鑑別所法案(「少年矯正法」)が、2012年に国会に提出され、2014年に成立した。この法律は、「権利義務関係の明確化」と「施設運営の透明性の確保」という先に行われた成人矯正改革と共通した事柄を目的に据えたこともあり、章立てや基本となる条文の作りが成人矯正法と酷似している。そのため、却って少年矯正の独自性が不明確になる事態が生じている。こうした状況で重要になるのが、法案が少年矯正の処遇の原則として明示した「少年の最善の利益」原則である。この原則は、子どもの権利条約をはじめとする国際人権法規範で承認されたものであり、成人矯正法では処遇の原則とはされていないため、少年矯正法の独自性を理論と運用の上で担保する重要な基点となることが予想される。しかし、この「最善の利益」原則が、少年矯正の領域で具体的に何を意味し、何を求めるのかは、いまだ未解明である。そこで、既に国際人権法規範を指針として少年矯正改革を行った他国の立法・運用例を体系的に分析、検討することが喫緊の課題である。

(2) 国際人権法をめぐる動き

また、近時、欧州評議会レベルでは、少年矯正に関係する重要な規則の制定が相次いでいる(グライフスヴァルトルールズ、子どもにやさしい司法に関する欧州評議会指針[2010年])。これは、国連レベルの規則をさらに発展させる少年司法に関する最新の国際人権法規範であるといえる。この国際人権法規範の内容と欧州諸国に与えている立法・運用上の影響を、現時点において分析する必要性が極めて高い。

(3) 少年矯正実務で蓄積された経験の理論化

さらに、従前から、少年矯正の領域では成人矯正とは異なる実務経験の蓄積が見られた。しかし、少年矯正の領域で蓄積されてきた経験を学術的観点から、理論化する試みは少なかった。新法制定・運用の初動期にあたる現在、「少年の最善の利益」原則がこの蓄積された経験といかに接合可能か、その分析・検討が不可欠である。

2. 研究の目的

本研究は、少年矯正法における「最善の利益」原則に焦点をあて、少年司法全体の理論・実務に応用的に展開するための基盤となる研究を行くことを目的とした。具体的には、次のことを目的とした。

(1) 欧州での少年矯正領域における国際人権法規範の構造の解明

制定過程の議論や規則に付された註釈の分析を踏まえて、「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則」や「子どもにやさしい司法に関する欧州規則」の規範構造を分析する。また、成人矯正に関する「欧

州刑事施設規則」と比較して、その構造を浮き彫りにする。

(2) ドイツにおける少年矯正法と成人矯正法の異同の明確化

ドイツでは、2006年の連邦憲法裁判所と同年の連邦制度改革を契機として、各々の州が少年行刑法と成人行刑法を制定している。少年矯正法と成人矯正法の比較が、1国で16州につき可能であり、かつ最新の国際人権法を参照して立法作業を行ったという特性に着目し、国際人権法規範の具体的影響と「最善の利益」原則の機能の分析を視点として、ドイツの少年矯正法の規範構造と実務運用の現状を明らかにする。

(3) 日本における刑事施設処遇法と少年院法・少年鑑別所法の規範構造の異同の明確化

日本における成人矯正法と少年矯正法の規範上の異同がどの点にあるか、これまでの運用実態や法案の歴史的な分析も含めて、具体的に逐条的に整理・検討する。特に矯正教育・社会復帰支援・医療・規律秩序の維持・外部交通・救済の申出を中心として、少年矯正法に特有の条項と、成人矯正法と共通する条項に整理し、成人矯正法と共通する条項については「最善の利益」原則を基軸として少年の特性を反映した解釈・運用がどこまで可能か、具体的に明らかにする。

(4) 少年矯正における「最善の利益」原則の意義と射程の明確化

以上の(1)最新の国際人権法規範との適合・接合可能性と(2)ドイツとの比較、(3)日本の実態を踏まえて、少年矯正法において「最善の利益」原則が具体的にどのような運用上の考慮と立法措置を求めるのかを明らかにする。それを踏まえて、日本法の運用上・立法上の課題を明らかにし、その解決方法を具体的に呈示する

3. 研究の方法

本研究で用いた方法は、欧州評議会レベルの少年矯正領域に関係する国際人権法規範の文献調査、国際文書に付された註釈の分析、国際人権法規範制定作業従事者へのインタビュー調査、ドイツ16州の少年矯正法に関する文献調査、州法制定作業従事者・研究者(元・現)実務家へのインタビュー調査・アンケート調査、日本の(元・現)実務家に対するインタビュー調査である。

4. 研究成果

(1)本研究では、当初、日本及びドイツにおいてアンケート調査を実施することも予定した。しかし、日独の両国において新しい少年矯正法(少年院法、少年鑑別所法;少年行刑法)が施行されて間もない時期という事情から、初動期における実務運用に関するインタビュー調査に注力をしたことにより、アンケート調査まで実施することができなかった。もっとも、文献調査及び研究者との情報交換に基づきインタビュー調査を的確か

つ効率的に行えたことで、そこで予定した作業の大方は埋め合わせができたと考えている。

本研究では、各種資料の収集を行うとともに、文献調査及びインタビュー調査を実施できた。その結果、第一に、研究者へのインタビュー調査により、少年矯正に関する欧州レベルの国際人権法の規範構造と「最善の利益」原則の基本的な意義を確認することができた。第二に、資料分析と、研究者及び実務家へのインタビュー調査により、州法として制定されているドイツの少年行刑法の基本構造と現在の実務上の課題を把握できた。そして第三に、文献調査とインタビュー調査により日本における少年矯正法（少年院法・少年鑑別所法）の歴史的意義の解明と現在の運用上の課題を明確化できた。より細かくいえば、次のような成果を得た。

(2) 具体的な研究成果

少年矯正に関する欧州レベルの国際人権法の規範構造と「最善の利益」原則の基本的な意義の確認

少年矯正の領域における最新の国際人権法の規範構造を明らかにする目的から、少年矯正に係る「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則」(グライフスヴァルトルールズ、2008年)と「子どもにやさしい司法に関する欧州規則」(2010年)を、成人矯正に関する「欧州刑事施設規則」(2006年)と比較検討した。具体的には、制定資料や規則に付された註釈を含めて、これらの規則の条項を逐条的に比較対照するとともに、関係する文献の調査を進めた。その上で、制定段階で成人に対する規則と少年に対する規則の異同がどこに求められたのか、「最善の利益」原則がどのように考慮されたのかを明らかにするために、規則の制定作業に従事した研究者へのインタビュー調査を行った。

州法として制定されているドイツ少年行刑法の基本構造と現在の実務上の課題の把握

2000年代中盤から制定作業が進み、現在運用に移され、部分的には改正作業も行われているドイツ各州の少年矯正法の法制度上・運用上の特質と、そこへの欧州規則の影響を明らかにするために、分析を行なった。具体的には、州議会の会議録などの関係文献を、少年矯正法と成人矯正法の双方について、収集・分析を行った。また、実際に法運用にあたっている実務家に対するインタビュー調査を実施した。これらの作業を通して、州法として制定されているドイツ少年行刑法の基本構造と現在の実務上の課題を把握することができた。

日本における少年矯正法（少年院法・少年鑑別所法）の歴史的意義の解明と現在の運用上の課題の明確化

日本における成人矯正法と少年矯正法の規範上・運用上の異同を明確化する目的から、

刑事施設処遇法と少年院法・少年鑑別所法を逐条的に整理・検討するとともに、関連文献の収集を行った。また、「最善の利益」原則を基軸として少年の特性を反映した解釈・運用がどこまで可能か、従前の実務運用との接合可能性を明らかにするために、矯正実務経験者を対象としたインタビュー調査を行った。その結果、日本における少年矯正改革の歴史的意義を明らかにするとともに、現在の制度運用上の課題を明確にすることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計8件)

(1) 武内謙治「ドイツ少年司法における社会内処遇と更生保護」更生保護学研究 8号(2016年)82-84頁、査読なし

(2) 武内謙治「少年法の観点から18歳をどうとらえるか」教育と医学 64巻8号(2016年)44-51頁、査読なし

(3) 武内謙治「少年法・刑事法からみた18歳」九州法学会会報 2016年(2016年)75-80頁、査読なし

(4) 武内謙治「少年への厳罰化(少年法改正)」法学セミナー722号(2015年)29-33頁、査読なし

(5) 武内謙治「少年法適用年齢は引き下げられるべきか」自由と正義 66巻10号(2015年)11-16頁、査読なし

(6) 武内謙治「少年司法改革と非行理解・少年司法の社会性」犯罪社会学研究 40号(2015年)68-82頁、査読なし

(7) 武内謙治 = 大谷彬矩訳「少年行刑のための最低基準」法政研究 82巻1号(2015年)162-152 [F-95-105]頁 [横組] 査読なし

(8) 武内謙治「新時代におけるドイツ少年司法の課題」比較法研究 76号(2014年)163-169頁、査読なし

[学会発表](計7件)

(1) 武内謙治「少年法適用年齢の引下げ—ドイツとの比較から」日本犯罪社会学会第43回大会・テーマセッション E「少年法適用年齢引下げ」(2016年10月29日 於：甲南大学岡本キャンパス)

(2) 武内謙治(コーディネーター・司会)「再び少年法を考える—司法福祉学の原点から」日本司法福祉学会第17回全国大会(2016年8月27日 於：甲南大学岡本キャンパス)

(3) 武内謙治「少年法・刑事法からみた18歳」九州法学会第121回学術大会 [シンポジウム「18歳を考える」](2015年6月26日 於：久留米大学)

(4) 武内謙治(話題提供者)「少年院法改正と少年の健全な育成」日本刑法学会第93回大会 [ワークショップ 9「少年院法改正と少

年の健全な育成」](2015年5月24日 於：専修大学)

(5) 武内謙治(指定討論者)「シンポジウム少年非行と少年非行の処遇の過去・現在・未来」日本犯罪社会学会第41回大会(2014年10月19日 於：京都産業大学)

(6) 武内謙治「ドイツの少年司法—新時代における少年司法の課題」比較法学会第77回学術総会・ミニシンポジウムB「新時代における少年司法の課題」(2014年6月7日 於：立命館大学)

(7) 武内謙治「少年手続における付添人選任とその制度的保障」日本刑法学会第92回大会・個別研究報告(2014年5月18日 於：同志社大学)

〔図書〕(計4件)

(1) 『浅田和茂先生古稀祝賀論文集[下巻]』(成文堂、2016年)[武内謙治「ドイツ少年司法における青年制度とその運用 449-473頁」]

(2) 『刑事法と歴史的価値とその交錯 内田博文先生古稀祝賀論文集』(法律文化社、2016年)[武内謙治「少年矯正法の系譜と新法の課題」553-576頁]

(3) 金尚均 = 辻本典央 = 武内謙治 = 山中友理 『ドイツ刑事法入門』(法律文化社、2015年)

(4) 武内謙治 『少年法講義』(日本評論社、2015年)

〔その他〕

ホ ム ペ ジ :
<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~takeuchi>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武内 謙治 (TAKEUCHI, Kenji)
九州大学大学院法学研究院・教授
研究者番号：10325540